

令和7年6月24日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

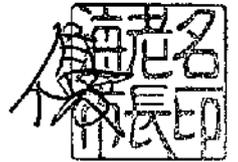
種別	番号	件名
条例	23	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正する条例
規則	28	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例施行規則の一部を改正する規則



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和7年 6月24日

海老名市長



海老名市条例第23号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成
27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

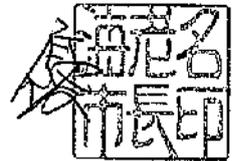


海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 6 月 24日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 28 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例施行規則（平成27年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「4,800円」を「4,900円」に改める。

第5条及び第6条中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

第7条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

附則第2項の見出し中「令和7年4月分から同年9月分までの」を「令和7年度における」に改め、同項中「令和7年4月分から同年9月分までの副食費」を「令和7年度」に、「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。